

モバイル WAON 利用約款

第 1 条(目的)

本約款は、イオン株式会社が管理および運営する電子マネー「WAON」によるお取引について規定するもので、次条に定義する WAON 発行者およびモバイル WAON アプリ提供者たるイオンフィナンシャルサービス株式会社は、次条に定義する WAON 携帯電話による「WAON」のお取引について本約款に従い取り扱うものとし、次条に定義する利用者は、本約款に従いお取引をしていただきます。

第 2 条(定義)

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

1. WAON 本約款に基づき WAON 発行者が発行した円単位の金額についての電子情報であって、本約款に基づき利用者が WAON 加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引における代金の支払に利用することができるもの
2. モバイル WAON アプリ WAON 携帯電話で WAON サービスを利用するために必要な、専用のソフトウェア
3. WAON サービス 利用者が WAON 加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引において本約款に従って WAON を利用した場合に、利用された WAON 相当額について WAON 発行者が WAON 加盟店に対して代金の支払を行うサービス
4. WAON マーク WAON カード、WAON 加盟店、WAON 端末等、WAON サービスに係るものであるものに使用される商標
5. チャージ WAON 携帯電話に記録された WAON の金額を加算すること
6. オートチャージ WAON 携帯電話の WAON 残高があらかじめ利用者が設定した金額未満であるときに、チャージ代金の決済手段としてあらかじめ利用者が登録したクレジットカードにより、あらかじめ利用者が設定した金額が自動的にチャージされること
7. 利用者 WAON の保有者または所持者であって、本約款に基づき WAON を利用しその他 WAON を取り扱う方
8. WAON ブランドオーナー WAON を管理および運営する主体としてのイオン株式会社
9. WAON 発行者 WAON ブランドオーナーとの契約により WAON を発行する事業者および WAON を発行する主体としてのイオン株式会社
10. WAON 加盟店 利用者が本約款に従って商品の購入、役務の提供その他の取引において WAON を利用することができるイオン株式会社その他の事業者
11. WAON 事業者 WAON ブランドオーナー、WAON 発行者、モバイル WAON アプリ提供者および WAON 加盟店の総称
12. WAON 端末 WAON のチャージ、利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理することができる端末の総称であって、次に定めるものの総称
 - (1) 事業者端末 WAON のチャージ、利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理することができる端末の総称であって、WAON 事業者が管理するもの
 - (2) WAON 携帯電話 WAON サービスを利用するために必要な機能を備えることができる携帯電話機であって、WAON 事業者が認めたもの

第3条(ご利用の準備)

1. WAON 携帯電話で WAON サービスをご利用いただくときは、利用者は、利用者ご自身の費用と負担によって、携帯電話事業者との間で必要な通信サービス契約を締結した WAON 携帯電話をご準備下さい。
2. 利用者は、WAON 携帯電話で WAON サービスの利用を可能にするための機器の操作を携帯電話上に表示されている画面に表示された当社所定の手順に従い実行するものとします。なお、WAON 携帯電話の利用状況等によっては、利用者は当該 WAON 携帯電話で WAON サービスをご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。
3. 利用者が WAON 携帯電話で WAON をご利用いただく場合には、当初 WAON の利用可能残高は 0 円とします。
4. 満 16 歳未満のお客さまが、携帯電話で WAON サービスをご利用いただくには、親権者の同意が必要となります。

第4条(パスワードの管理)

1. 利用者は、ご利用開始時に登録したパスワードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 利用者は、パスワードを他人に使用させ、貸与し、譲渡し、または質入れ等の担保に供することはできません。
3. パスワードを使用して行われた行為は、当該利用者の行為とみなし、管理不十分または使用上の過誤により生じた損害について、WAON 事業者は一切責任を負いません。
4. 利用者は、パスワードを忘れたことにより WAON をご利用できなくなった場合には、パスワードの再発行手続きを行うものとします。

第5条(インターネットでのご利用準備)

1. WAON 事業者がインターネットを用いた WAON サービスの提供を開始した場合、利用者は、パーソナルコンピューターを用いたインターネット上で WAON の利用等を行うことができます。
2. WAON をインターネット上ご利用いただくときは、利用者ご自身の費用と負担によって利用者端末をご準備ください。
3. インターネットを用いた WAON サービスの開始時期、当該サービスの内容、利用者端末のご準備の方法等については、WAON サービスに係るホームページ等でご案内させていただきますので、これをご確認ください。

第6条(WAON のチャージ)

1. 利用者が WAON 携帯電話にチャージを希望されるときは、WAON 発行者に対し、WAON 発行者所定の方法により、お申し込みください。なお、チャージ方法については、WAON サービスに係るホームページその他の説明書等をご参照ください。
2. WAON の利用可能残高は、50,000 円を上限とします。
3. WAON の 1 回のチャージ上限額は 49,000 円を限度とします。
4. チャージの完了およびチャージ後の利用可能残高は、チャージの操作を行った WAON 端末またはチャージ完了時に発行されたレシートに表示されますので、利用者は、かかる表示をご確認

いただくものとし、WAON 端末に表示された時またはレシートが発行された時に利用者から特段の申出がない限り、利用者は、チャージの完了およびチャージ後の利用可能残高に誤りがないことをご確認いただいたものとし、

5. 利用者は、モバイル WAON アプリで定められる以外の WAON 発行者との取引に変更することおよび他の WAON 発行者において WAON 携帯電話にチャージすることはできませんので、ご了承ください。
6. WAON 携帯電話における WAON のオートチャージについては、前各項に定めるほか、別途規定される WAON オートチャージに関する特約に従います。

第 7 条(WAON のチャージができない場合)

1. 利用者は次の場合、WAON 携帯電話にチャージすることはできませんので、ご了承下さい。
 - (1) WAON 携帯電話または WAON が破損しているとき
 - (2) WAON 端末(但し、WAON 携帯電話を除く)の稼働時間外であるとき
 - (3) 停電、システム障害、WAON 端末の故障その他やむを得ない事由があるとき
 - (4) 利用者が、本約款に違反し、または違反する恐れがあるとき
2. 前項に基づき利用者が WAON 携帯電話にチャージできないことにより利用者に損害が生じた場合であっても、WAON 事業者はその責任を負いませんのでご了承ください。

第 8 条(利用可能残高の確認等)

1. WAON の利用可能残高は、モバイル WAON アプリおよび WAON の利用可能残高の表示機能を備えた WAON 端末その他 WAON 発行者所定の方法によりご確認くださいことができます。
2. WAON のご利用履歴は、モバイル WAON アプリおよび WAON の利用履歴の表示機能を備えた WAON 端末その他 WAON 発行者所定の方法によりご確認くださいことができます。各端末において表示される WAON のご利用履歴の範囲等については、WAON 発行者が定めるところによりますので、ご了承ください。

第 9 条(WAON のご利用)

1. 利用者は、当社が発行する WAON のご利用またはお取り扱いについて、本約款を遵守してください。
2. 利用者は、当社が認める方法で WAON を取得することができます。
3. 利用者は、WAON 加盟店において、商品の購入、役務の提供その他の取引を行うに際し、WAON をその利用可能残高の範囲内で、WAON 発行者および WAON 加盟店が定める方法により代金のお支払にご利用いただけます。
4. WAON の利用可能残高が商品等の代金に満たない場合、不足額を現金または WAON 加盟店の指定する方法によりお支払いいただきます。

第 10 条(WAON のご利用ができない場合)

1. 利用者は、次の場合には、WAON をご利用いただくことができません。
 - (1) モバイル WAON アプリが偽造もしくは変造され、または WAON が不正に作り出されたものであるとき。
 - (2) WAON 携帯電話が違法に取得されたものであるとき、違法に取得されたことを知りながら、もしくは知ることができる状態で取得したとき、または WAON が違法に保有さ

れるに至ったものであるとき。

- (3) 利用者が、本約款に違反し、または違反するおそれがあるとき。
 - (4) 利用者の WAON 利用状況等に照らし、WAON の利用者として不相当と WAON 発行者が判断したとき。
 - (5) モバイル WAON アプリの故障、WAON 携帯電話の故障、システム障害、停電、天災地変その他やむを得ない事由があるとき。
 - (6) 利用者が故意または過失により WAON 携帯電話で WAON の利用を不可能にするための操作を行った場合。
 - (7) システムメンテナンス、システム管理会社の休業日または休業時間、その他システム上の理由により一時的に WAON の利用を停止するとき。
2. WAON 携帯電話のモバイル WAON アプリが最新バージョンでない場合、当該 WAON 携帯電話の WAON をご利用いただけません。
 3. 利用者は、WAON 携帯電話の WAON を他人に利用させることはできません。
 4. 前各項に基づき利用者が WAON を利用できないことにより利用者に損害等が生じた場合であっても、WAON 事業者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。

第 11 条(利用者の遵守事項)

1. 利用者は、WAON のご利用またはお取り扱いに際し、次の行為をすることができません。
 - (1) 違法、不正または公序良俗に反する目的で WAON を利用すること。
 - (2) 営利の目的で WAON を利用すること。
 - (3) WAON 携帯電話、モバイル WAON アプリ、その他 WAON に係るシステムまたは WAON について、これを破壊、分解、解析もしくは複製等を行いまたはかかる行為に協力すること。
 - (4) モバイル WAON アプリを偽造もしくは変造し、または WAON を不正に作り出すこと。
 - (5) モバイル WAON アプリが偽造され、変造され、若しくは WAON が不正に作り出されたものであるとき、またはそれらの疑いがあるときに、これを利用すること。
2. 利用者は、前項各号の事実を知ったときは、WAON 発行者に対して WAON 発行者所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、WAON 携帯電話の WAON の利用を停止していただきます。この場合、当該 WAON 携帯電話に記録された WAON は返還いたしませんので、ご了承ください。

第 12 条(モバイル WAON アプリの破損等)

1. WAON 携帯電話に搭載された非接触 IC の破損、モバイル WAON アプリの破損または消失、電磁的影響その他の事由により、WAON が破損または消失した場合、WAON 事業者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。
2. 前項の場合において、WAON の破損または消失が利用者の事情によらないことが明らかであれば、WAON 発行者所定の方法により WAON 携帯電話における WAON の未使用残高が判明したときは、利用者は、WAON 発行者所定の方法により従前の WAON 携帯電話または利用者において新たにご用意いただいた WAON 携帯電話に当該未使用残高相当分のチャージを受けること

ができます。

3. モバイル WAON アプリで定められる以外の WAON 発行者は、前項の取扱いをいたしません。

第 13 条(WAON 携帯電話の盗難・紛失)

利用者が WAON 携帯電話を盗まれもしくは紛失され、またはこれらに準じて WAON の全部または一部の保有を失われた場合には、WAON 事業者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。ただし、利用者が WAON 携帯電話の盗難または紛失を WAON 発行者にお届出いただいた場合であって、WAON 発行者が所定の利用停止措置をとったときは、利用者は、WAON 発行者所定の方法により、利用者において新たにご用意いただいた WAON 携帯電話に利用停止措置完了時の残高でチャージを受けることができます。携帯電話各社との間で利用停止または解約手続きをいただいても、第三者による不正利用は防ぐことができないため、必ずコールセンターへご連絡いただき、WAON の利用停止措置を行ってください。

イオンカードコールセンター

0570-071-090 (ナビダイヤル/有料)

043-296-6200 (有料)

受付時間 9:00~18:00 (年中無休)

第 14 条(WAON 加盟店との関係)

1. 利用者が WAON をご利用された際に、万一、商品の購入、役務の提供その他の取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、WAON 加盟店との間で解決していただくものとし、当該 WAON 加盟店以外の WAON 事業者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。
2. 前項の場合において、WAON 加盟店が返品に応じた場合、WAON 発行者は、当該 WAON 発行者が定める方法により WAON 利用代金相当額をチャージします。ただし、WAON をチャージすることができない場合には、WAON 加盟店において、WAON 利用代金相当額を返金することがあります。

第 15 条(譲渡等の禁止)

利用者は、WAON 携帯電話の WAON について、他人に貸与し、譲渡し、または質入れ等の担保に供することはできません。

第 16 条(換金の原則禁止)

1. WAON は、第 14 条第 2 項ただし書、本条第 2 項、第 18 条第 2 項および第 20 条第 3 項に定める場合を除き、換金できませんので、ご了承ください。
2. 利用者は、次のいずれかに該当する場合、本条第 3 項から第 5 項までの規定に従い、WAON の返金を受けることができます。
 - (1) 第 12 条第 2 項および第 13 条に定める場合において WAON 発行者が相当と認めたとき
 - (2) 法令等により WAON を返金すべきとき
 - (3) WAON 発行者がやむを得ないと認める相当の事由があるとき
3. 前項の場合、利用者は、WAON 発行者所定の方法により WAON 携帯電話をご提示いただくことにより、WAON 携帯電話の WAON の未使用残高から WAON 発行者が定める手数料を控除した金額について、返金を受けることができます。

4. WAON 番号が判明しない場合または WAON 携帯電話の WAON の未使用残高が判明しない場合には、WAON 発行者は、返金の義務を負いません。
5. モバイル WAON アプリに定められた以外の WAON 発行者は、第 2 項の取扱いをいたしませんので、ご了承ください。

第 17 条(WAON 発行者による WAON サービスの解約)

1. WAON 発行者は、次のいずれかに該当したときは、利用者に対して事前に通知または催告することなく、WAON サービスを解約することができます。
 - (1) 利用者が本約款に違反したとき。
 - (2) 利用者の WAON 利用状況等に照らして、WAON の利用者として不相当と WAON 発行者が判断したとき。
2. 前項の場合、利用者は、事後、WAON 携帯電話の WAON を利用することができません。この場合、WAON 携帯電話に記録された WAON は返還いたしませんので、ご了承ください。

第 18 条(WAON 発行者による WAON サービスの終了)

1. 発行者は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等により、WAON サービスを終了させることがあります。
2. 前項の場合、WAON 発行者は、加盟店での掲示、ホームページへの掲載その他 WAON 発行者所定の方法により、WAON サービスを終了させる旨および モバイル WAON アプリに記録された WAON の返金方法について周知の措置をとります。この場合の WAON の返金手続については、第 16 条第 3 項から第 5 項の規定を準用します。
3. 前項の場合、WAON 発行者が定めた返金期間経過後は、返金を行わないことといたしますので、ご了承ください。
4. WAON 番号が判明しない場合または WAON の未使用残高が判明しない場合には、WAON 発行者は、返金の義務を負いません。

第 19 条(WAON 事業者の責任)

WAON を利用することができなかったことにより利用者が生じた損害等について、WAON 事業者が故意または重過失がない限り、WAON 事業者はその責任を負いません。なお、WAON 事業者が故意または重過失がある場合であっても、WAON 事業者は、逸失利益について損害賠償の責任を負いません。

第 20 条(取扱いの変更)

1. WAON サービス、WAON 携帯電話、モバイル WAON アプリまたは WAON の取扱いについて、本約款を変更する場合、WAON 発行者は、ホームページへの掲載その他 WAON 発行者所定の方法により、一定の予告期間において変更内容について周知の措置をとります。
2. 本約款の変更は、次の場合に効力を生じるものとします。
 - (1) 利用者にご異議がなく前項の予告期間を経過したとき
 - (2) 前項のお知らせ後、利用者が WAON のチャージまたは利用を行ったとき
3. 前項の規定にかかわらず、約款の変更が利用者にとって不利益なものであると認められる相当の事由があり、第 1 項の予告期間内に利用者から異議のお申出があった場合には、WAON 発行者は、WAON を返金します。この場合、第 16 条第 3 項から第 5 項の規定を準用します。

第 21 条(反社会的勢力の排除)

1. 利用者は自己が次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、WAON 事業者または WAON 事業者の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき
2. 利用者が前項のいずれかに該当すると WAON 事業者が判断する場合、WAON 事業者は利用者に対して何らの催告を要さず、WAON サービスを解除することができるものとします。
3. WAON 事業者は、前項の規定に基づき WAON サービスを解除したことにより、当該利用者に損害が生じても何らの賠償または補償はしないものとします。

第 22 条(合意管轄裁判所)

利用者は、WAON サービスに関して利用者と WAON 事業者との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所、千葉地方裁判所および大阪地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とし、他の裁判所に申立てをしないことに合意します。

第 23 条(ご相談窓口)

WAON サービス、モバイル WAON アプリ、WAON カード、WAON または本約款に関するご質問またはご相談は、WAON サービスに係るホームページをご参照いただくほか、モバイル WAON アプリで表示のご相談窓口までご連絡ください。

附則

本約款は、2007 年 10 月 25 日から適用します。

2023 年 6 月 1 日 改定

2025 年 12 月 18 日 改定